

只木ゼミ後期第5問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

- 5 1. 弁護側は A 説のいう「事実上の住居の平穩」をいかなる意味であると解しているのか。
また、そのように解する根拠は何か。
2. 弁護側は A 説を採用する根拠として、意思決定という「個人の権利に純化してしまう」のは妥当でなく、「住居の事実上の平穩侵害としてとらえる方が自然である」とするところ、かかる解釈は、本罪の保護法益を個人的法益を超えた家庭の平和・安心感等という社会的法益の延長と捉えていないか。

10

以上